

御見積書 発注者名(所有者) 税込見積金額 (合計金額 消費税額等) 工事件名 工事場所 工事概要 工事期間 支払条件 有効期限 等の記入	(表紙) 年月日 工事請負者名 代表者氏名・押印 住所連絡先
---	--

●見積書作成の例

内容は、表紙・大項目・中項目・小項目(細目)から構成される。大項目、中項目例は表に記している。電気設備工事や給排水衛生設備工事の内容が少ない場合は、中項目に設備関連工事として記載することも可能。改修工事の内容により該当しない工種は削除する。むしろ改修工事特有の項目を独立させたほうがわかりやすい。

複数の工種にまたがるものに「共通仮設費」があるが、住宅リフォーム工事ではほとんど必要ない。

「木工事」においては「木拾い」(使用木材の明細)を作成する。数量が多い場合は別立てとし、本見積には金額を一行にまとめて「木材費」とし、「別紙」と記載するのがわかり易い。改修工事の場合、所有者からみて理解しやすい形式とする。なお、例示した項目や序列は基本を示すものであり改修条件により適正に調整していただきたい。

大項目の例

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
A. 改修工事費						
B. 解体除去費						
C. 設備工事費						
D. 付帯工事費						
E. 諸経費						
数量・単価等必要事項を記入する						

中項目の例

名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
A. 改修工事						
1. 仮設工事						
2. 解体工事						
3. 基礎工事						
4. 木工事						
5. 屋根工事						
6. 左官工事						
7. タイル工						
8. 板金工事						
9. 建具工事						
10. 内装工事						
11. 塗装工事						
12. 雑工事						
数量・単価等必要事項を記入する						

●小項目(細目)の例

- 仮設工事
水盛遣方 墨出・原寸型板 内部足場 外部足場 養生費
片付清掃 仮囲い 仮設材運搬費 仮設工事電力及び用水等
- 解体工事
解体 内部・外部 対象となる部屋等
- 基礎工事
土工 コンクリート工事等
- 木工事
木材費 構造材・造作材・端柄材) 大工手間 釘金物等
- 屋根工事
瓦工事 金属屋根等
- 板金工事 (金属 雨樋等)
- 左官工事 (漆喰塗り モルタル塗り等)
- タイル工事
- 建具工事 (外部・内部)
木製建具 アルミ建具 障子 襖ガラス等
- 塗装工事
- 内装工事
床張り 畳など
- 電気設備・給排水衛生設備工事
配線工事 照明器具 空調換気 配管工事 設備機器等
付帯工事 (浄化槽など)
- 雑工事
上記に該当しない工種。主に工場生産品、現場作付製品等
- 諸経費 (一般管理費・現場監理費)

●「木拾い」にあたっての注意

必要な木材は、多種多様なため、施工の順序に拾い出していく。軸組・小屋組・床組・屋根材・内法材材材・外壁・内壁・天井下地・階段・床仕上げ材・造作材などに分けて拾い出す。リフォームの場合は解体してからでなければわからない部位もあるが、予想できるものは樹種別、等級別など、古材など特別な材を除き、規格や定尺寸法に見合う材を選択する。数量はm³・m²・本・枚など流通している単位を使用する。また、補足材として3%から5%程度を計上する。

●諸経費について

諸経費は、現場経費と一般管理費に分けられる。諸経費を計上することは、RC造や鉄骨造などの建築物では一般的であるが、木造住宅においては建築主から理解されにくく、抵抗感が感じられる場合がある。予算を超過した際にこの項目から値引する歩み寄りが行われる傾向もあるが、判断は請負者の任意性に委ねられている。しかし根拠のない値下げは悪しき慣習でもあり、逆に建築工事全体の価格に対する信頼性を失い、品質の低下、業態の弱体化へ導かれる可能性もある。諸経費の計上額は建設業界で統一されていないが、工事に必要な経費であることは間違いない。現場経費や一般管理費をほかの項目にのせることは避け、建築主に必要な経費である旨を明瞭に説明して、合意を得る必要がある。